

共通入札公告【電子入札方式】

1 入札手続き等に関する事項

(1) 入札方式について

本件は、「**電子入札**」で実施する。契約課ホームページに掲載している「田辺市電子入札に関する要領」を熟覧の上、入札手続きをすること。

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書及び工事費内訳書等（以下、「入札書等」という。）は、田辺市電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）により個別入札公告で定める入札期間内に提出するものとし、持参、郵便、電信その他の方法による提出は、認めないものとする。ただし、紙による入札が認められた者は、この限りではない。

イ 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）を入札書等に記載すること。

ウ 落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、「2 開札に関する事項」（4）の要領によりくじを行うため、くじ番号も記載すること。

エ 工事費内訳書は、入札と同時に電子入札システムにより提出すること。工事費内訳書の提出がない場合の当該入札は、無効となるので注意すること。

※業務の入札については、内訳書の提出は不要。

オ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

カ 一度提出された入札書等は、返却しないものとする。

キ 入札期間以外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

(3) 入札の無効について

田辺市建設工事等競争入札執行要領（以下「入札執行要領」という。）の「5. 入札の無効」の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(4) 失格について

入札執行要領の「6. 入札の失格」の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

(5) 再度入札について

開札の結果、落札候補者決定に至らない場合は、入札執行要領の「7. 再度入札」により、再度入札を実施する。この場合、電子入札システムにより、再度入札資格者（当該入札への入札参加者で再入札資格のある者）に通知する。

(6) 入札の適正な競争性を確保するため、入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止めることとする。

2 開札に関する事項

(1) 開札は、個別入札公告に示した日時において、電子入札システムにより執行する。

(2) 開札は、入札事務に関係のない田辺市職員2名が立ち会いの下で執行する。

(3) 開札の傍聴は可能とし、傍聴を希望する場合は、ホームページにある開札傍聴申請書を提出すること。なお、本件の定員は、3名までとする。

(4) 開札の結果、落札候補者となる者が2者以上ある場合は、電子入札システムの電子くじにより審査順位を決定するものとする。なお、電子くじの方法は、別に定める。

(5) 開札の結果、落札候補者となる者の審査順位が決定したとき、発注者は、当該入札者の入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格を満たしていると認めた場合は、当該入札者を落札候補者と決定する。入札参加資格を満たしていないと認めた場合は、当該入札者が行った入札を無効とした上で、次順位者の入札参加資格審査を行う。なお、落札候補者が決定するまで同様の手続を行うものとする。

- (6) 発注者は、落札候補者が決定したときに、その旨を落札候補者に通知する。この場合、落札候補者は、「3 技術審査資料に関する事項」に定める技術審査資料を提出しなければならない。
- (7) 開札状況は、速やかに総務部契約課の掲示板において公表する。

3 技術審査資料に関する事項

- (1) 落札候補者の審査は、落札候補者から提出される技術審査資料により行う。なお、技術審査資料は、工種ごとに定める標準入札公告（以下「標準入札公告」という。）に基づき、提出するものとする。
- (2) 一度提出された技術審査資料の書換え、引替え又は撤回は、特別な事情がない限り認めないものとする。
- (3) 上記（1）に係る技術審査資料の提出期限は、落札予定日の17時までとする。

4 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 発注者は、落札候補者から提出された技術審査資料を審査し、審査の結果、落札候補者を落札者として適当であると認めた場合、当該落札候補者を落札者と決定する。
- (2) 審査の結果、落札候補者を落札者として不適であると認めた場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を新たに落札候補者とし、技術資料等の提出を求め、審査を行うものとする。なお、落札者が決定するまで同様の手続を行うものとする。
- (3) 落札者が決定した時は、速やかに田辺市入札情報システムにより公表する。

5 契約に関する事項

- (1) 落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が標準入札公告の「1 入札参加者に必要な資格に関する事項」の各号のいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、本市は落札者に対し、何らの責任を負わないものとする。
- (2) 本件における契約条項は、入札公告から開札日まで、契約課のホームページに掲載している工事請負契約条項又は業務委託契約条項とする。
- (3) 契約締結後、消費税及び地方消費税の改正税率の適用となる契約については、後日、改正税率による変更契約を行うこととなるので留意すること。

6 その他

この共通入札公告、個別入札公告、標準入札公告に定めのない事項については、田辺市契約規則、その他関係規定の定めるところによる。ただし、それにより難しい場合は、市長が別に定めるものとする。